

## 佐賀県告示第 302 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 都市計画の種類及び名称

小城都市計画道路 3・4・1 号 小城駅千葉公園線

### 2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 小城市小城町字新小路、字東小路及び字菅井並びに三日月町久米字甘木二本一、字甘木二本二及び字甘木二本八